令和6年第1回定例会

(第5日)

令和6年3月22日

令和6年第1回平川市議会定例会会議録(第5号)

- ○議事日程(第5号)令和6年3月22日(金)
- 第1 議案第 6 号 平川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
 - 議案第 7 号 平川市監査委員に関する条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 議案第 8 号 平川市職員定数条例の一部を改正する条例案
 - 議案第 9 号 平川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
 - 議案第 17 号 平川市尾崎財産区有財産の無償貸付けについて
 - 議案第 18 号 平川市広船財産区有財産の無償貸付けについて
 - 議案第 41 号 令和5年度平川市一般会計補正予算(第10号)案
 - 議案第 45 号 令和 5 年度平川市町居財産区一般会計補正予算(第 2 号)案
 - 議案第 46 号 令和5年度平川市新館財産区一般会計補正予算(第1号)案
- 第2 議案第 13 号 平川市水道事業給水条例及び平川市水道布設工事監督者の配置基 準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の 一部を改正する条例案
 - 議案第 14 号 市道路線の廃止について
 - 議案第 15 号 市道路線の認定について
 - 議案第 16 号 平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさ とセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間につ
 - 請願第 2 号 「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」 の採択を求める請願書
- 第3 議案第5号 平川市出産祝金条例を廃止する条例案
 - 議案第 10 号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 - 議案第 11 号 平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
 - 議案第 12 号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
 - 議案第 42 号 令和 5 年度平川市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)案
 - 議案第 43 号 令和 5 年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)案
 - 議案第 44 号 令和 5 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正 予算(第 3 号)案
 - 請願第 1 号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望に 関する請願書
- 第4 議案第 19 号 令和6年度平川市一般会計予算案
 - 議案第 20 号 令和 6 年度平川市国民健康保険特別会計予算案
 - 議案第 21 号 令和 6 年度平川市介護保険特別会計予算案
 - 議案第 22 号 令和6年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
 - 議案第 23 号 令和 6 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算 案
 - 議案第 24 号 令和6年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案

- 議案第 25 号 令和6年度平川市水道事業会計予算案
- 議案第 26 号 令和 6 年度平川市下水道事業会計予算案
- 議案第 27 号 令和6年度平川市尾崎財産区一般会計予算案
- 議案第 28 号 令和 6 年度平川市新屋財産区一般会計予算案
- 議案第 29 号 令和 6 年度平川市町居財産区一般会計予算案
- 議案第 30 号 令和 6 年度平川市広船財産区一般会計予算案
- 議案第 31 号 令和6年度平川市小和森財産区一般会計予算案
- 議案第 32 号 令和 6 年度平川市石郷財産区一般会計予算案
- 議案第 33 号 令和 6 年度平川市岩館財産区一般会計予算案
- 議案第 34 号 令和 6 年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案
- 議案第 35 号 令和6年度平川市新館財産区一般会計予算案
- 議案第 36 号 令和6年度平川市沖館財産区一般会計予算案
- 議案第 37 号 令和6年度平川市葛川財産区一般会計予算案
- 議案第 38 号 令和 6 年度平川市吹上·高畑財産区一般会計予算案
- 議案第 39 号 令和 6 年度平川市原田財産区一般会計予算案
- 議案第 40 号 令和6年度平川市碇ヶ関財産区一般会計予算案
- 第5 議案上程及び提案理由説明
- 第6 議案第47号 平川市文化センター条例の一部を改正する条例案
- 第7 報告第4号 専決処分した事項の報告について
 - ・専決第 6 号 工事の請負変更契約について
- 第8 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

閉会中における常任委員会の継続調査について

閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

- ○本日の会議に付した事件 議事日程に同じ
- ○出席議員(16名)
 - 1番 水 木 悟 志
 - 2番 葛 西 厚 平
 - 3番 小 野 誠
 - 4番 北 山 弘 光
 - 5番 葛 西 勇 人
 - 6番 山 谷 洋 朗
 - 7番 中 畑 一二美
 - 8番 石 田 昭 弘
 - 9番 石 田 隆 芳
 - 10番 工 藤 秀 一
 - 11番 福 士 稔
 - 12番 佐 藤 保

 13番
 原
 田
 淳

 14番
 桑
 田
 公
 憲

 15番
 齋
 藤
 剛

 16番
 齋
 藤
 律
 子

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条による出席者

市 長 長尾忠行 副 市 長 古川洋文 教 育 孝 聖 長 須々田 選挙管理委員会委員長 大川 武憲 農業委員会会長 今 井 龍 美 代表監査委員 鳴海 和正 謙二 総務部長兼健康福祉部理事 對 馬 財 政 部 長 馬一俊 對 市民生活部長 井 匡 己 今 健康福祉部長 工藤伸吾 経 済 部 長 中 純 田 建設部長 茂 原 田 一戸昭彦 教育委員会事務局長 平川診療所事務長 齋藤恒 一 会計管理者 古川聡子 農業委員会事務局長 小笠原 健 選挙管理員会事務局長 佐 藤 崇 監査委員事務局長 小田桐 功 幸

○出席事務局職員

 事務局長
 小野生子

 総務議事係長
 河田麻子

 主
 佐藤日向子

〇議長(石田隆芳議員) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を 開きます。

日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案を議題とします。

総務企画常任委員会に付託した議案9件を一括議題とし、審査の経過と結果について 委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

〇総務企画常任委員会委員長(中畑一二美議員) 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議におきまして付託された議案審査のため、3月13日、議場において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、関係部長等の出席を求め、会議の書記には小田桐智久を採用いたしました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案4件、補正予算案3件、その他案件2件、 計9件でございました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

議案第6号平川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、個人を識別するための情報について質問があり、市民生活部長より、個人番号を含んだ氏名、生年月日、住所などが特定の個人を識別するための情報に当たる旨の答弁がありました。

また、委員より、個人情報に関する管理は、今後、全てマイナンバーに切り替わっていくのか質問があり、総務部長より、現実的に全て切り替えることは難しいと考えるが、 行政としては、マイナンバーカードの取得率向上に努める旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第7号平川市監査委員に関する条例及び平川市公営企業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の内容について質問があり、総務課長より、条例の内容自体に変更はなく、地方自治法の改正により、条番号が変わることに伴う改正である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第8号平川市職員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。 これに対し委員より、職員の人数は業務に対してさらに必要なのか質問があり、総務部 長より、類似市町村と比較すると、職員数は多いが、業務量も増大しているため、充足 しているとは言えない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第9号平川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題と いたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平川市尾崎財産区有財産の無償貸付けについてを議題といたしました。

これに対し委員より、白岩森林公園の来訪者数について質問があり、財政課長より、 令和4年度が3,829人、令和5年度が3,097人である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第18号平川市広船財産区有財産の無償貸付けについてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和5年度平川市一般会計補正予算(第10号)案を議題といたしま した。

これに対し委員より、ため池等整備事業負担金について質問があり、建設課長より、 墓地公園付近のあしげ堤が対象であり、受益地のあるため池は整備するが、利用されて いないため池は、今後、廃止を進める旨の答弁がありました。

また、委員より、自転車用へルメット購入費補助金について質問があり、学校教育課長より、令和5年度予算では全中学生の人数を根拠として予算措置したが、来年度予算では実績に応じた予算としている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第45号令和5年度平川市町居財産区一般会計補正予算(第2号)案、議案 第46号令和5年度平川市新館財産区一般会計補正予算(第1号)案を議題といたしました。

以上の2件については、特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。 以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。 令和6年3月22日、総務企画常任委員会委員長、中畑一二美。

(総務企画常任委員会委員長降壇)

〇議長(石田隆芳議員) 総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。

委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した9件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの9件については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案等を議題とします。

建設経済常任委員会に付託した5件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員 長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

〇建設経済常任委員会委員長(佐藤 保議員) 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月13日、 委員会室1において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、関係部長等の出席を求め、会議の書記には小笠原拓紀を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、指定管理者の指定等1件、その他案件2件、請願1件の計5件でございました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第13号平川市水道事業給水条例及び平川市水道布設工事監督者の配置基準 及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を 議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号市道路線の廃止についてを議題といたしました。

これに対し委員より、路線の位置について質問があり、建設部長より、住宅地の中を通る路線である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第15号市道路線の認定についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさと センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしまし た。

これに対し委員より、指定管理の期間が3年である理由について質問があり、経済部長より、計画した目的が達成されるまでには、3年程度が必要との観点からである旨の答弁がありました。

また、指定管理料の減額の理由について質問があり、経済部長より、人件費の減額である旨の答弁がありました。

また、観光協会の給与に係るベースアップについて質問があり、経済部長より、観光協会職員の給与については協会の給与規定に基づくものであり、給与水準は高くないものの、インセンティブ制度の導入により、やりがいを持って仕事ができる体制となるよ

う、バックアップしていく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、請願第2号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の 採択を求める請願書を議題といたしました。

これに対し委員より、採択された場合の政治的、道義的責任を負うことになるのではないか、実現の可能性があるのか、市の権限、議会の権限事項に属する事項であるのかという意見等がありました。

また、青森県は最低賃金が低いことから、中小企業を助け、最低賃金を上げようとするこの請願に着目していただきたい、実現性についても参議院で公聴会を開いていると 新聞に掲載されたことから、可能性がでてきたのではないかという意見等がありました。

当案件は挙手採決の結果、挙手多数で採択すべきものと決しました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。 令和6年3月22日、建設経済常任委員会委員長、佐藤保。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

〇議長(石田隆芳議員) 建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員会に付託した5件のうち、請願第2号を除く4件を一括議題 とし、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田降芳議員) 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

齋藤律子議員。

- **〇16番(齋藤律子議員)** 反対討論ないんですか。
- ○議長(石田隆芳議員) 申し上げます。今は請願2号を除く4件でありますけれども。 よろしいですか。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した請願第2号を除く4件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 桑田公憲議員。

請願第2号を除く4件についてですが。

- **〇14番(桑田公憲議員)** はい、すいません。間違いました。
- **〇議長(石田隆芳議員)** 異議なしと認めます。

よって、ただいまの4件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の 採択を求める請願書を議題とし、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(石田隆芳議員)** 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、16番、齋藤 律子議員の発言を許します。
- **○16番 (齋藤律子議員)** 請願第2号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める請願書について、賛成討論を行います。

請願第2号に対しては、紹介議員として趣旨説明を行ったところです。長引く深刻な不況、止まることを知らない物価高騰の中で、苦しんでいる中小業者や労働者のため、一日でも早く全国一律最低賃金が、中小企業の支援策の拡充のもと実施されるよう願い討論に立ちました。

日本の最低賃金は低すぎて生活できない、国民生活の最低限保障と言えないものとなっています。地域別に定められていることもあり、地域間格差が生じ、労働者の生活、経済に大きな格差が生まれています。少子高齢社会が進行中ですが、賃金の低さが結婚できない未婚化の増加にもつながっていると言われています。

単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は、幾らかかるのか緻密に全国で行った 最低生計費試算調査で、いずれも月額24万円から25万円、時間額で1,600円以上が必要と の結果です。

独立して一人暮らしをするかのボーダーラインは、年収300万円。結婚は、年収400から500万円。配偶者と2人で子を持つボーダーラインは、年収500万円から600万円と言われています。

現在、国会議員の賛同は121人。自民党には一元化議連が立ち上げられ、立憲民主党には最低賃金プロジェクトチームがあり、活動中とのこととなっています。

疲弊した地方経済、深刻な少子高齢社会、人口流出に歯止めをかけるためにも地方議会から声をあげて、国に地方の窮状を訴えることがいま必要ではないでしょうか。

首相も最低賃金1,500円は、2030年半ばと述べていますが、失われた30年を非正規雇用、低賃金で生き抜いてきたロスジェネ世代も、もはや50代に差しかかり、希望の持てない老後が目の前に迫っています。一刻も早く、全国一律最低賃金1,500円を実現することが、不可欠ではないでしょうか。

平川市議会でも満場一致で賛同していただくことを切にお願いを申し上げ、請願第2号の賛成討論といたします。

以上、討論を終わります。

〇議長(石田隆芳議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

これより、請願第2号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」 の採択を求める請願書を採決します。

委員長報告は、採択すべきです。

この採決は電子表決システムにより採決します。

まず、参加ボタンを押してください。

請願第2号を採択することに賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。 (電子表決)

〇議長(石田隆芳議員) 賛成少数です。

よって請願第2号は、不採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案等を議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案8件を一括議題とし、審査の経過と結果について 委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

〇教育民生常任委員会委員長(山谷洋朗議員) おはようございます。

大会議室2において開催され、出席委員は4名でございました。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。 当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月13日、

議案説明のため、関係部長等の出席を求め、会議の書記には葛西 南を採用しました。 当委員会に付託された議案は、条例廃止案1件、条例改正案3件、補正予算案3件、 請願1件の計8件でございました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第5号平川市出産祝金条例を廃止する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例の廃止にあたり、経過措置として、令和6年度中に第3子 以降の子を出産した場合の支給額について質問があり、健康福祉部長より、国及び県の 補助事業10万円に加え、市単独事業の30万円が上乗せ支給され、支給額は合計で40万円 となる旨の答弁がありました。

以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、普通徴収に関わる納期を現在の第7期から第8期に増やすことによる、納税義務者側の負担及び徴収側の事務的負担について質問があり、税務課長より、納期を1期増やすことで納付回数が増えるものの、1回当たりの納税額が少なくなり、納税義務者の負担軽減となることを考慮したものであり、また、納期内に納めなかった方へ発行する、督促状の発送事務が1回分増えるものの、納期内に納める方の増加が見込まれるため、徴収側の事務的負担は減っていくものと推察される旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第11号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題 といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。 これに対し委員より、令和7年度の介護給付に係る総費用額の前年度比較の推計が、 令和6年度の推計と比較し、約4分の1に減少している理由についての質問があり、高 齢介護課長より、令和6年度の報酬改定等による増加である旨の答弁がありました。

また、委員より、条例改正による保険料額の推移について質問があり、高齢介護課長より、年額で、第1段階は198円の減額、第2段階は522円の増額、第3段階は1,420円の増額となっている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第42号令和5年度平川市介護保険特別会計補正予算(第3号)案を議題と いたしました。

これに対し委員より、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の仕組みと違いについて質問があり、高齢介護課長より、保険者機能強化推進交付金については、平成30年度から開始し、様々な取組の達成状況を評価できる指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化予防等に関する取組を推進している保険者に交付するものであること、また、介護保険者努力支援交付金については、令和2年度から開始し、予防・健康づくりの取組を増加させる保険者に交付するものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。 次に、議案第43号令和5年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案を 議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和5年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算(第3号)案を議題といたしました。

これに対し委員より、碇ヶ関診療所患者送迎バス運行事業の減額理由についての質問があり、平川診療所事務長より、当事業に要する年額350万円を、当初、利用する予定であった過疎債の内示額の不足のためによるもので、一般会計の繰入金から支出することになった旨の答弁がありました。

以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望に関する請願書を議題といたしました。

これに対し高齢介護課長より、平川市シルバー人材センターに対する市補助金の交付の確保と新たな独自事業への立ち上げの支援について説明を求めました。

これに対し委員より、令和4年度と比較し、令和5年度の市補助金が減額した理由について質疑があり、高齢介護課長より、平川市シルバー人材センターより提出される、補助金の試算となる事業計画を査定した結果により、22万4,000円の減額となった旨の答弁がありました。

また、委員より、インボイス制度が開始されたことに伴い、事務手数料が10%から12%に変更されたことによる、今後の平川市シルバー人材センターの運営についての意見があり、紹介議員より、インボイス制度が開始されたことに伴い、新たな税負担が発生す

るなどの影響を受け、物価高騰や会員の負担を考慮した結果である旨の意見がありました。

以上の意見等があり、当案件は挙手採決の結果、挙手多数で採択すべきものと決定されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。 令和6年3月22日、教育民生常任委員会委員長、山谷洋朗。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

〇議長(石田隆芳議員) 教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員会に付託した8件のうち、請願第1号を除く7件を一括議題 とし、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した請願第1号を除く7件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの7件については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望に関する請願書を議題とし、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

これより、請願第1号地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望 に関する請願書を採決します。

委員長報告は、採択すべきです。

この採決は電子表決システムにより採決します。

まず、参加ボタンを押してください。

請願第1号を採択することに賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。 (電子表決) **〇議長(石田隆芳議員)** 賛成多数です。

よって、請願第1号は、採択と決定されました。

日程第4、予算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。

予算特別委員会に付託した、22件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、登壇願います。

(予算特別委員会委員長登壇)

〇予算特別委員会委員長(齋藤 剛議員) 本定例会において、予算特別委員会に付託 されました議案22件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月4日、議員全員をもって予算特別委員会が組織され、私が委員長に、副委員長に は石田昭弘委員が選任され、3月15日、18日、21日の3日間、市長はじめ担当部長等の 出席を求め、慎重に審査いたしました。

議員全員による特別委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第19号令和6年度平川市一般会計予算案、議案第20号令和6年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第21号令和6年度平川市介護保険特別会計予算案の3件については、反対討論がありましたので、電子採決の結果、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和6年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案から議案第40号令和6年度平川市碇ヶ関財産区一般会計予算案までの19件については異議がなく、原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。

令和6年3月22日、予算特別委員会委員長、齋藤剛。

(予算特別委員会委員長降壇)

〇議長(石田隆芳議員) 予算特別委員会委員長報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略します。

議案第19号令和6年度平川市一般会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

なお、討論する際は自席でお願いします。

○16番 (齋藤律子議員) 議案第19号令和6年度平川市一般会計予算案について、反対 討論を行います。

令和6年度一般会計予算案は、新庁舎建設事業をはじめ複数の大型建設事業が終了したため、令和5年度予算と比較し7億1,000万円、3.7%の減額となって、市制施行来、8番目の予算だということです。総額187億2,000万円は、市民にとって暮らしや営業を支え、地方自治の本旨である健康、安全、福祉増進の予算となっているか、また、これからの平川市の将来像に、希望の持てる内容となっているのか。予算審議では重視をしました。

がん検診等の検診委託料は、令和4年度のコロナ禍の実績を踏まえた、減額予算となっています。がん患者医療用、補整具購入助成費30万円、がん検診初回精密検査助成費

135万円などの計上は評価しつつも、経済不況のときだからこそ、市民の健康を守る検診の予算を確保するべきではないかと思っています。

さて、平川市のまちづくりの最上位計画である、平川市の長期総合プランを取り上げます。1つ目、魅力あるひとづくりでは、西地区まちづくり委員会や地域おこし協力隊事業などに、力を入れるとのことです。ユース議会もありますが、ひとづくりは将来に向けたことを考えると、中学生や高校生レベルからの人材育成が必要ではないかと提言をします。

2つ目、活力ある仕事をづくりでは、観光が最大の中心に据えられています。観光入 込客数の増大を狙っているとのことです。しかし、宿泊施設が足りない問題点が浮上し ています。そのことに対する対策は、いまだに分かっておりません。基幹産業の農業は、 前年に比べ予算額は約2,000万円の増額との説明ではありました。土台となる中小農家を 支える取組が、貧弱となっています。地産地消や食育推進で仕事づくりをし、市に活力 のある経済をと願っています。

3つ目、住み続けたいまちづくりは、子育てしやすさナンバーワンを誇る子ども医療 費無料化をはじめとする数々の子育て支援、子育て世帯の転入超過が続いているとのこ とですが、世帯は増えても子供人口は増えない実態があります。人口減少したら国力が 落ちる、地域が疲弊する、労働力、社会保障制度の支え手が減る、だから子供を産んで もらわないと困る。何らかの方策を取れば、子供がどんどん増えるのではないか。しか し、この考え方は岐路に立たされているのではないかと思えてきました。

今後、人口減少は不可避であることを受け止めて、そのことを前提に、これからの社会の未来を考えるべきではないかと思っています。それには今を生きる人たちにかかる負荷、低賃金や非正規労働、奨学金の返済で将来の希望なし。こうしたことを解決しない限り、未来はないと考えます。また、24億6,417万1,000円の公債費は、当予算案では、13.2%を会計の中で占めています。財政も硬直化しています。当分の間、財政運営に対して目を光らせてまいりたいと思います。

また、一般会計から国債の購入が分かりました。財政調整基金、市債管理基金、公共施設等整備基金、土地開発基金、合併振興基金などで、債券が購入されています。とりわけ令和2年、3年、4年、5年、購入が続いています。

市民に必要な財政が緊縮している中で、市民に必要な予算をいかに確保するのか、暮らしを守りながら、市の活性化にどうやって立ち向かっていくのかが、問われている内容となっています。

よって一般会計、議案第19号には、反対をしたいと思います。

以上、討論とさせていただきます。

- **〇議長(石田隆芳議員)** 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、10番、工藤 秀一議員の発言を許します。
- **〇10番(工藤秀一議員)** 議案第19号令和6年度平川市一般会計予算案について、賛成の立場から討論させていただきます。

新年度予算は、本庁舎等の大型建設事業が終了したことから、歳入歳出それぞれ187億2,000万円で、前年度より7億1,000万円の減額となります。

今後は、借入金の償還が始まり、公債費の増と利率上昇の影響が懸念されます。

しかしながら、新たに借入れする起債の償還期間を5年とすることで、利払いの軽減を図り、実質公債費比率、将来負担比率の推計も健全化判断基準を大きく下回る見通しであると説明があり、健全な財政運営が維持できるものと安心しているところであります。

さて、令和6年度一般会計予算案は、第2子以降の保育料の無料化、小・中学校の学校給食費無償化、高校生までの医療費無料化などを継続実施することに加え、第1子からを支給対象として、市独自に子供1人当たり10万円を給付することで、子育て世帯の経済的負担が軽減され、より一層の子育て環境の充実が図られる事業が盛り込まれております。

このような子育て支援の取組は、住み続けたいと思えるまちづくりが、着実に進んでいるものと思っております。

また、西地区まちづくり委員会が持続的・発展的に運営活動を確保するための活動拠点を整備するほか、トップアスリート教室、ユース議会運営など、様々な分野、年代においての事業を計画しており、地域コミュニティの活性化や将来の平川市を担う子供たちや若者の人材育成に、大いに期待できるものであります。

以上のことから、限りある財源の中で、「あふれる笑顔 くらし輝く 平川市」実現に向け、しっかりと、それぞれ関連予算が確保された予算であると確信し、令和6年度平川市一般会計予算案に賛成するものであります。

〇議長(石田隆芳議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

議案第19号を採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は、電子表決システムにより採決します。

まず、参加ボタンを押してください。

本案を、委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。

(電子表決)

〇議長(石田隆芳議員) 賛成多数です。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第20号令和6年度平川市国民健康保険特別会計予算案についてを議題とし ます

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

○16番 (齋藤律子議員) 議案第20号令和6年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

市町村国保の財政運営が、県単位になり早いもので7回目の予算であります。令和5年度には資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に統一して、2回目の予算案となりました。

18歳未満の子供の医療費助成を独自に行う自治体への、罰則としてきた国保の減額調整措置は、令和6年4月から廃止されることになり、長年の懸案が実ったことは大変喜

ばしいことではありますが、一方、国保会計が長年抱える精度の問題は、解決されることはありません。資格証明書や短期被保険者証の発行数、保険証の留置きの多さに、担税能力をはるかに超える国保税が、いかに払うことが大変な税であるかを物語っているのではないでしょうか。

令和6年度から国保税の納期が、7期から8期へと変わりますが、高すぎる国保税の 滞納改善にはならないものと思っています。誰もが安心して医療が受けられるように、 公費の投入を求め、議案第20号令和6年度平川市国民健康保険特別会計予算案に反対を します。

〇議長(石田隆芳議員) 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、5番、葛西 勇人議員の発言を許します。

〇5番(葛西勇人議員) 議案第20号令和6年度平川市国民健康保険特別会計予算案につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険制度においては、平成30年度より青森県が財政運営の責任主体となり、 市町村ごとに医療費水準や所得水準を分析し、それに応じた保険料負担の額を決定し、 公布することで安定的に運営されてきております。

しかしながら、被保険者数の減少が続いている上に、いまだ予断を許さない新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症の流行により、医療費は増加の傾向にあることから、今後も厳しい事業運営が想定されております。

本予算案は、歳入においては、令和5年度に改正を行った保険税率を据え置き、財政調整基金を活用するなどして、このような厳しい状況の中においても、健全な運営を維持しつつ、被保険者の保険税負担に配慮したものとなっております。

また、歳出においては、引き続き被保険者に対する健康増進事業や重症化予防事業を 展開することにより、医療費の抑止と適正化を促すなど、国民健康保険事業が健全に運 営されることを考慮したものとなっております。

さらに実態として、資格証明書や短期被保険者証発行数、保険証未更新の数は、確か に常態化はしていますが、昨今の厳しい事業運営の中でも大きく増加していないことを 考えると、評価に値すると考えます。

これらのことから、本予算案に賛成するものであります。

〇議長(石田隆芳議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

議案第20号を採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は、電子表決システムにより採決します。

まず、参加ボタンを押してください。

本案を、委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。

(電子表決)

〇議長(石田隆芳議員) 賛成多数です。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第21号令和6年度平川市介護保険特別会計予算案についてを議題とします。 原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

○16番 (齋藤律子議員) 議案第21号令和6年度平川市介護保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

令和5年度までの第8期事業計画は、コロナ禍に見舞われた事業計画でした。それをもとに国の方針に従い計画された、平川市第9期の事業計画は、所得金額が金額区分が9段階から13段階へとなり、介護保険料基準額が300円引き上げられ、月額7,100円となりました。

財政調整基金6,068万円を取り崩して、運営する内容となっています。予算審議でも介護報酬は1.59%の微増のほか、別枠として3つある処遇改善加算の一本化に伴う利用促進などで、0.45%相当の引上げを見込む一方、訪問介護事業所に支払われる基本報酬は、2から3%引下げになります。

人手不足が深刻極まる実態の中で、今回の改定は、不十分過ぎる、あまりにもひどい と全国の関係団体や利用者から、かつてない抗議の声が湧き上がっています。

介護事業者と介護サービス利用者の双方が、深刻になる第9期事業計画は、コロナ禍で奮闘した現場の声に見合った中身になっていないのが問題です。私に寄せられた声を紹介しますと、事業所は事業所の持ち出しが経営を圧迫、物価高騰、光熱費高騰で予算が組めない、ヘルパーの成り手がない、このままでは訪問介護から撤退するしかない、このような声が寄せられています。また、利用者からは、年金が下がる中でこれ以上の介護保険料の値上げは無理だ。生活がギリギリでヘルパーが頼めないなど、悲鳴が聞こえています。

これまで国から示される事業計画は、介護保険制度をなるべく使わせないように、使わせないようにと不幸な歴史をたどってきました。このままだと、崩壊の道をたどるだけだと専門家も指摘をしています。介護を必要とするとき、誰でも安心して介護が受けられるように、保険料取られて介護なしの実態を変えなければなりません。

公費の増額による抜本的な改善を求めて止まないことから、議案第21号令和6年度平 川市介護保険特別会計予算案に対し、反対をします。

以上、討論終わります。

- **〇議長(石田隆芳議員)** 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、1番、水木 悟志議員の発言を許します。
- **〇1番(水木悟志議員)** 議案第21号令和6年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

第9期介護保険事業計画の初年度となる令和6年度予算案は、高齢者数の推移や要介護認定率、報酬改定の影響額等を適切に盛り込み、介護を必要とする方や、それを支える家族が、安心して生活していくために必要な介護サービスに係る給付費が計上されています。

第9期介護保険事業計画における介護保険料基準額は、月額300円の増額となるものの、 令和12年まで後期高齢者人口が増加する見込みであることを踏まえ、中期的な視野に立 ち、介護保険財政調整基金からの繰入金を活用しながら、将来にわたって介護保険財政 を安定的に運営できるよう、適正に予算計上されていると思います。 また、地域支援事業費においては、通所型サービスや訪問型サービス、通いの場や介護予防教室及び様々な問題を抱える高齢者の相談支援など、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続するための費用が確保されているものととらえております。

よって本予算案は、介護保険制度を通して、平川市の高齢者対策に対し積極的に取り組む姿勢が見受けられることから、賛成するものであります。

〇議長(石田隆芳議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

議案第21号を採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は、電子表決システムにより採決します。

まず、参加ボタンを押してください。

本案を、委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。

(電子表決)

〇議長(石田隆芳議員) 賛成多数です。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第22号令和6年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案から議案第40号令和6年度平川市碇ヶ関財産区一般会計予算案までの19件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

それでは、議案第22号から議案第40号までの19件についてを、一括採決します。 委員長報告は、いずれも原案可決です。

ただいまの19件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの19件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案上程及び提案理由説明に入ります。

本日、市長より議案第47号平川市文化センター条例の一部を改正する条例案及び報告 第4号専決処分した事項の報告についての2件が提出されました。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長(長尾忠行) それでは、上程いたしました議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思います。

議案第47号平川市文化センター条例の一部を改正する条例案については、尾上庁舎改修事業の実施に当たり、教育委員会事務局内に図書交流・協働マネジメント室を設置す

ることから、所要の改正をするものであります。

報告第4号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分した事項について報告するものであります。

専決第6号工事の請負変更契約については、産業廃棄物の処分量の変更やJRとの敷地境界の是正等に伴い、工期及び契約金額について変更契約を締結したものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要でありますが、細部につきましては、議事 の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ、関係者からそれぞれ御説明申し上げたい と思います。

議員の皆様には、慎重御審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますよう、お願い申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長(石田隆芳議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6、議案の審議に入ります。

議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、 直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、直ちに審議することに決定いたしました。

議案第47号平川市文化センター条例の一部を改正する条例案を議題とし、質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

齋藤律子議員。

- **O16番(齋藤律子議員)** 急で、聞き違いかもしれませんが、市長がいま述べました図書交流マネジメント室。どういうような具体的な仕事をして、そこにはどういう方がなるのか、詳細についてお知らせください。
- **〇議長(石田隆芳議員)** 総務部長。
- **〇総務部長(對馬謙二)** いま市長から提案がありました図書交流・協働マネジメント室でございますけれども、まず尾上庁舎の改修事業の充実に当たりましては、にぎわいが生まれる施設ということで、図書機能の充実がより一層重要であります。そのために、新たに先ほど言いましたマネジメント室を設置しまして、担当の課長、それから職員も併せて配置しまして、それに伴って各部署の併任の発令を行いまして、尾上庁舎の改修事業をより一層にぎわいが生まれる施設として充実させるために、組織のほうを改正するものであります。

そして、今回の改正案につきましては、今まで平川市文化センターの館長が、図書館の機能も併任して行っていたんですけども、それを新たに文化センター館長のほうから除きまして、新たに図書交流・協働マネジメント室へ図書の機能のほうは動かすということで、改めて今回の条例改正は、文化センターの館長から平川市平賀図書館長の職を解く、というふうな形での改正になったものであります。

改正の内容まで言ってしまいましたけれども、趣旨は尾上庁舎の改修事業について、

あくまでもにぎわいが生まれる施設ということでのことでございます。

- **〇議長(石田隆芳議員)** ほかに御質疑ありませんか。 齋藤律子議員。
- **O16番(齋藤律子議員)** 目的は、にぎわいが生まれるものと分かりましたが、これはマネジメント室なので、室長は、普通室長と言いますが、課長級だということですか。 課長と言いましたけれども、職員何名、発令はいつするのか、そういうことまで議案をかけるなら説明をお願いします。
- **〇議長(石田隆芳議員)** 総務部長。
- ○総務部長(對馬謙二) 本日、議会終了後に人事異動の内示を行いますので、その際に具体的な内容については、それ以降の発言にはなりますけれども、あくまでも先ほど言いましたとおり、室長のところまでは、改めて図書交流・協働マネジメント室を設置するということでございますので、当然、室長はおります。それ以外の職員については、人事異動の前にですね、ちょっとそこまで詳しく言えないというふうな状況でございます。
- **〇議長(石田隆芳議員)** 齋藤律子議員。
- **○16番(齋藤律子議員)** 議案としてかけるなら、職員は何名、課長1名、職員何名。 こういうことまで詳細にしないといけないのじゃないでしょうか。

まず、それがいつから置くのか、その文化センターの館長を解くわけでしょ、それで 大体見えてきて、いま急だから。こういうこともっと前に、大体構想としてあったなら 説明するべきじゃないですか。

いま最終日のここにかけてきて、私はちょっとおかしいと思います。何を考えているんでしょうか。ちゃんと前もって議決をしてほしかったら、ちゃんと前もって言うのが当たり前でないでしょうか。

3回目ですから、ちゃんと答えてください。

- **〇議長(石田隆芳議員)** 総務部長。
- **〇総務部長(對馬謙二)** まず、今日、異動の前ですけれども、いま齋藤律子議員言われたことについては、室長が1名、課長補佐が1名、それに伴いまして関係部署のところで併任発令を行います。その併任発令に関しましては、総務部、財政部、それから教育委員会、建設部ということで、新たな図書交流・協働マネジメント室には、併任発令という形で人事異動のほうを行いたいというふうに考えております。

それから、もっと早くというふうなことでありますけれども、実は今の図書交流・協働マネジメント室でございますけれども、今月の当初まで様々検討しておりまして、追加提案でぎりぎり出せるかどうかというところまで、実は検討しておりまして。

そこで事前に議員説明会、もしくは3月の当初の議案のほうにも、かけられなかった というふうな実情でございますので、何とか御了承願いたいというふうに思います。

〇議長(石田隆芳議員) ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田隆芳議員) 討論を終わります。

議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 異議がありますので、電子表決システムにより採決します。 まず、参加ボタンを押してください。

議案第47号を採決します。

賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。

(電子表決)

〇議長(石田隆芳議員) 賛成多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第4号専決処分した事項の報告についてを議題とします。

専決第6号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

日程第8、閉会中における議会運営委員会、常任委員会及び議会広報特別委員会の継 続調査についてを議題とします。

初めに議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項についての継続調査の申出がありました。

また、各常任委員会委員長より、委員会の所管事務調査についてを、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(石田隆芳議員) 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。 以上で、本定例会に付された案件は、全部終了しました。

これをもって、令和6年第1回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時16分 閉議及び閉会